

日中一時支援利用料金

<利用料金> ()内は自己負担額です。 (単位：円)

区分	4時間以下	4時間を超えて8時間以下	8時間を超える	
身体障がい者・知的障がい者	区分なし	1,230 (123)	2,450 (245)	3,680 (368)
	区分1	1,230 (123)	2,450 (245)	3,680 (368)
	区分2	1,410 (141)	2,810 (281)	4,220 (422)
	区分3	1,560 (156)	3,120 (312)	4,680 (468)
	区分4	1,890 (189)	3,790 (379)	5,680 (568)
	区分5	2,230 (223)	4,450 (445)	6,680 (668)
療養介護対象者等	12,000 (1,200)		18,000 (1,800)	
遷延性意識障がい者等	7,000 (700)		10,500 (1,050)	
送迎加算(片道：障害支援区分は問いません)	540 (54)			
行動援護支給決定加算(1回あたり)	1,000 (100)			

区分	2時間以下	2時間を超えて4時間以下	4時間を超えて6時間以下	6時間を超えて8時間以下	8時間を超える	
児童	区分1	1,230 (123)	2,450 (245)	3,680 (368)	4,295 (429)	5,360 (536)
	区分2	1,480 (148)	2,970 (297)	4,450 (445)	5,190 (519)	6,480 (648)
	区分3	1,890 (189)	3,790 (379)	5,680 (568)	6,625 (662)	8,280 (828)
送迎加算(片道：障害支援区分は問いません)	540 (54)					
行動援護支給決定加算(1回あたり)	1,000 (100)					

上記の「利用料金」は、送迎時間を除く事業所での滞在時間で設定しております。

※ベースアップ等支援加算(2.8%)をご利用料金の合計額に加算しご負担いただきます。(1円未満の端数切捨て)

(1) 利用料金

当事業所の利用料は、右記の表のとおりで、自己負担額は当該サービスに要した費用の百分の十です。ただし、ご本人の負担上限月額範囲内において受領するものとします。

(2) その他の料金

ご利用者個人に要した教材費等が発生した場合は、その都度実費をご本人にご負担いただくことがあります。

(3) 利用料の変更

地域生活支援事業の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご本人の負担額を変更させていただきます。